

令和7年度 第2回稲敷市入札監視委員会 審議概要

開催日時	令和8年1月22日(木) 午後2時00分から
開催場所	稲敷市役所 4階 委員会室1
委員	委員長 祐川 直己 氏(弁護士) 鴻田 利雄 氏(元地方公務員) 中村 道子 氏(公認会計士・税理士) 木内 卓 氏(司法書士)
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日
審議案件	6件
一般競争	2件
指名競争	2件
随意契約	2件
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	別紙のとおり

別紙

<p>事案 1：R 7 稲水 新利根配水場 2・3 号配水ポンプ更新工事</p> <p>【抽出理由】ランダム係数の本格運用の実施に伴う最低制限基準価格と契約金額の関係性について確認したいため。</p>	
<p>主 管 課</p> <p>発 注 方 法</p> <p>入 札 日</p> <p>入札参加者数</p> <p>予 定 価 格</p> <p>最低制限価格</p> <p>落 札 金 額</p> <p>落 札 率</p>	<p>上下水道課</p> <p>事後審査型一般競争入札</p> <p>令和 7 年 6 月 10 日</p> <p>3 者</p> <p>142,725,000 円 (税込)</p> <p>131,307,000 円 (税込)</p> <p>131,307,000 円 (税込)</p> <p>92.00%</p>
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>稲敷市ではランダム係数が本格的に導入されていると伺っております。本事案は、発注一覧表を見ると「ランダム係数なし」となっておりますが、ランダム係数が適用される事案と適用されない事案はどのように区別されているのでしょうか。</p> <p>ランダム係数を掛ける前の最低制限基準価格が 92%だった場合は、そもそもランダム係数を掛けないという解釈で合っていますか。</p> <p>92%と具体的な数字が出ていますが、何か根拠はありますか。</p> <p>他の自治体はどのように行っているのか等は把握されていますか。</p> <p>ランダム係数を適用することについての業者からの評判はどのようになっていますか。</p>	<p>ランダム係数は設定しておりましたが、備考欄に記載の通り、最低制限基準価格が 92%を超えた為、最低制限価格を予定価格の 92%とした形となります。</p> <p>おっしゃる通りです。要領に定められた式によって、最低制限基準率の率が 94%となりました。その為、最低制限価格が 92%以上となったことにより、92%の金額になっております。</p> <p>工事請負契約に係る低入札価格調査基準の中央公共工事契約制度の運用連絡協議会モデルを準用しており、そちらを根拠としております。</p> <p>他の自治体も当市と同様な形で行っていると思います。</p> <p>業者からの意見としては、様々な形になっております。業者自身できちんと積</p>

るのですか。

元々の最低制限基準価格が 92.1%だった場合は、最低制限価格がランダム係数を掛けるまでもなく、92%になると思います。ただ、元々の最低制限基準価格が 91.99%のような 92%をぎりぎり下回っている場合は、ランダム係数を掛けた結果、92%を超える可能性があります、その点は問題ないということなのでしょうか。

最低制限基準価格が 92%を超えた場合は、92%とするという規定はありますが、最低制限価格が 92%を超えた場合、92%とするという規定はありません。その為、例えば、最低制限基準価格が 92.00%を少しだけ下回るような場合、規定によればランダム係数を掛けることになるが、その結果、最低制限価格は 92%を超えて 92.49%までの数字となる可能性があると思います。その時に、最低制限価格が 92%を超えても 92%を上限とするという規定はない為、最低制限価格が例えば 92.49%のままになってしまうのではないかと考えております。

恐らく、取扱要領の 5 条 1 項で「計算された額が 92%を超える場合には 92%を上限とする。」というような文言が記載されていないと、間違った解釈で業者に

算し、正しい数字が出ているが、ランダム係数を掛けた結果、違う金額になってしまう為、憶測で選ぶようになってしまうといった業者もいる一方で、ランダム係数を適用した方がいいという意見の業者もごぞいます。

おっしゃる通りです。

申し訳ございませんが、こちらの件につきましては、過去に事例がなかった案件になりますので、取扱要領等の見直しを含めて検討致します。

共有されてしまう可能性があると思いますので、ご検討いただく必要があると思います。

入札参加資格者数が 48 者に対して、参加資格確認申請者数と入札参加者数が 3 者となっております。この数字を見ると非常に少ないと感じており、十分な競争が働いたのかと疑問を感じました。この参加資格要件は、どのようにしてお決めになったのか教えて頂けますか。

参加資格要件は、過去の同事案と比べて同様な要件にしたということでしたが、この過去の事案における、入札参加資格者数に占める入札参加者数がどのくらいの割合だったのでしょうか。本事案が極端に低かったのか、過去の事例も含めて、毎回この程度だったのでしょうか。

大きな変動はないということでしょうか。

参加資格要件が変わっていないにもかかわらず、入札者数が減少傾向になっていることの理由としては、どのようなことが考えられますか。例えば、最近の資材や労務費の高騰によって、予定価格の金額では難しいと判断して、そもそも入札に参加しない業者が増えているようなことはあるのでしょうか。

金額については、最近の情勢もある程度反映されているものだから、むしろ人手不足という部分の影響の方があるとい

参加資格要件につきましては、過去の同様の案件等を参考に設定しております。年間平均完成工事高については、予定価格に近い金額で設定しております。同種工事の実績があった方が、発注する側として安心ですので、付与するような形で考えております。

具体的な数値までは分かりませんが、本事案が 3 件であったように、過去の事案も一桁だったと記憶しております。

おっしゃる通りです。恐らく、当時の入札参加者数よりは、減少傾向になっていると思います。

明確なことは分かりませんが、業者の技術者が足りないという話を聞いたことはございます。人件費等の物価高騰の部分につきましては、市の積算では、国や県の単価を使用して設定しておりますので、そちらに関しては、反映されているのではないかと思います。

おっしゃる通りです。

う印象ということでしょうか。

人手不足という現状を考えると、恐らく、今後もそのような状況がすぐに改善していくとは中々考えづらいと思います。そういった場合に、もう少し競争性を高めるように、入札参加要件を広げ、少しでもたくさんの参加者数が集まれるように資格要件を検討する余地はありますか。

例えば、地理的な条件を増やすようなことを検討する必要がある、今後さらに高まっていくのではと思っています。一般競争入札という形を取るからには、やはり競争性がきちんと確保されているという説明ができる内容が必要かと考えております。特に今後も入札参加者数がより少なくなっていく可能性が予想される中で、入札参加者は少ないけれども従前通りの要件で入札を行い、結果として問題ないというの、1つの考え方なのかもしれません。けれど、やはり入札という性質を考えた時には、要件の範囲を広くすることのみが正解と考えているものではありませんが、要件をより広くし、色々な業者に入札に参加してもらって競争性が発揮できるような枠組みを検討する余地もあるのではと思いました。

様式 8 号の予定価格書について、最低制限価格を記入する欄に、斜線が引かれていて、予定価格のみ記載されている形になっていると思いますが、稲敷市契約規則の第 12 条だと「予定価格(最低制限価格を設けたときは、最低制限価格を含

参加資格要件を広げることにつきましては、考える余地はあると思いますが、県では、1 者のみの参加でも契約締結可能にしている案件もあります。それを踏まえて、むやみに増やすのがいいのか考えるところもあります。

財政課でも考えながら、これから発注要件等は設定していきたいと考えております。

予定価格書につきまして、予定価格は発注する時に決めております。その為、今回は、令和 7 年 5 月 14 日に決定し、封書しております。その後、6 月 10 日に執行しました入札で最低制限価格はランダム係数を掛けることで決定します。用紙

む。)を記載した予定価格書を作成して封書にし、開札の際、これを開札場所に備えなければならない。」となっています。別記で最低制限価格書がありますので、この2つを一緒に封書した形になるのですか。

多岐にわたる議論が行われたところで、ご意見を参考にして今後とも取り組んで頂ければと思います。

は2枚となり、別々で封書している形となっておりますが、規則通りの取扱いを行っております。以前は、予定価格決定時に最低制限価格も記入し、1つの用紙で封書という形となっていたと思いますが、現在はランダム係数を使用している為、予定価格書と最低制限価格書が別となっております。

事案 2：令和 7 年度稲敷市立江戸崎中学校第 2 期大規模改修・体育館空調新設・武道場吊り天井改修工事

【抽出理由】一般競争入札の中で予定価格が最も高額（3 億円超）な大規模工事であり、落札率も高いため。

主 管 課	教育政策課
発 注 方 法	事前審査型一般競争入札
入 札 日	令和 7 年 5 月 16 日
入札参加者数	3 者
予 定 価 格	306,460,000 円（税込）
最低制限価格	281,943,200 円（税込）
落 札 金 額	296,450,000 円（税込）
落 札 率	96.73%

質問・意見	回答
<p>参加資格要件について、代表構成員は特定建設工事共同企業体（以下「企業体」。）の資格決定を受けている上で、総合評定値が 850 点以上であることとなっていますが、入札参加した 3 者以外にも、代表構成員になれる業者はいたのですか。</p> <p>企業体の選定というのは、例えば、代表構成員を 15 者から選んだ上で、構成員は自由に選んで 2 者を適当に組み合わせるという形ではなく、一定の組み合わせの企業体がもうすでに資格を受けていて、そのような企業体いくつかの中から選んだということでしょうか。</p> <p>企業体の組み合わせについて、先程の例で例えると、代表構成員が A 社、構成員が B 社の企業体と代表構成員が A 社、構成員は C 社というような別の組み合わせの企業体での入札参加確認申請は可能なのでしょうか。</p>	<p>代表構成員に該当するのが 15 者、構成員が 23 者となっております。</p> <p>企業体の中から選ぶことではありません。例えば、代表構成員が A、構成員が B という組み合わせの企業体で入札参加資格があるかを事前に市に申請して頂きます。申請を受け、参加要件の条件を満たしているのか等を審査いたしまして、入札参加資格が認められれば、入札に参加できる形となっております。</p> <p>基本的に本事案に参加する為に、企業体を結成する形となりますので、代表構成員が 1 者で、構成員が 2 者と別々の形で参加はできません。</p>

<p>資料には、全体で 23 者となっておりますが、実際に企業体として、一般競争入札に参加申請できるのは、23 者よりも少なくなるように感じるのですが、いかがでしょうか。</p> <p>企業体の資格決定を受けているタイミングを教えてください。入札公告がなされて、入札に応じるために JV を組んで、それで資格決定を受けた上で入札に応じることになるのでしょうか。</p> <p>本事案は、工期が長期間にわたる工事となっていると思います。対象が中学校ということもあり、生徒の方が通学する期間にも工事が行われていると思いますが、学校運営に影響を及ぼす割合を小さくする等といった、仕様書の中で工夫されていることはありますか。</p> <p>入札参加資格者数が 3 者となっておりますが、過去の参加者数と比べても、大体同じ参加者数なのですか。</p> <p>本事案は、何期まで工事が予定されているのですか。</p> <p>審議を通じて、特に問題点等ないと思います。このような形で取り組んで頂ければと思います。よろしくお願いします。</p>	<p>構成員として 23 者あり、その内の 15 者が代表構成員になれる形となっておりますので、最大で企業体 15 者が参加できる形となります。加えて、企業体の組み合わせについては様々な形がございます。代表構成員に該当する者同士で、企業体を結成することもあります。</p> <p>企業体の資格申請期間がありまして、提出期限が 4 月 4 日から 4 月 17 日までとなっております。その後の流れとしましては、財政課で参加資格要件を確認致しまして、条件を満たした企業体について再度審査し、通知をした上で入札に参加できる形になります。</p> <p>発注前に、学校の授業や生徒の学校生活に影響がないように打合せを行いました。内容として、体育館の空調については、体育の授業で体育館を使用する為、夏休み期間中に工事を行うことや、試験・面談期間に音の出る作業が発生しないような形で調整致しました。</p> <p>1 期工事の入札参加者数も 4 者程度だったと記憶しております。</p> <p>3 期まで予定しております。</p>
--	--

事案 3：令和 7 年度 稲敷市役所本庁舎清掃業務委託（その 2）

【抽出理由】落札率が 99.50%と極めて高いため。

主 管 課	特定事業推進課
発 注 方 法	指名競争入札
入 札 日	令和 7 年 5 月 30 日
指名業者数	6 者
入札参加者数	6 者
予 定 価 格	3,078,900 円（税込）
落 札 金 額	3,063,500 円（税込）
落 札 率	99.50%

質問・意見	回答
<p>本事案の清掃業務は、毎日実施されている業務ではないのですか。</p> <p>業務名に（その 2）となっておりますが、（その 1）の業務もあったのですか。</p> <p>（その 1）と（その 2）で業務を分ける理由は何ですか。</p>	<p>1 年に 2 回実施する、定期的に行う大掃除のような業務となります。日常の清掃業務は別業者に委託し、そちらは毎日実施しています。</p> <p>（その 1）につきましては、本庁舎 1 階、2 階部分の清掃になります。</p> <p>2 つの事業に分けているのは、地域業者の受注機会の確保をする為になります。経緯といたしまして、本庁舎は、平成 17 年に旧 4 町村が合併いたしました。合併したことにより、合併前は、各旧町村合わせて、4 者に委託していた業務を 1 者に委託することになり、議会から地場産業育成についてのご意見があったことが挙げられます。加えて、本庁舎の面積について、タイルカーペットが 5700 m<sup>2</sup>、ビニール床タイルについては 1000 m<sup>2</sup>となっております。広い面積となった庁舎を 1 階、2 階部分と 3、4、5 階部分で、2 つの事業に分けて、地域業者の受注機会の確保をする為としております。</p>

本業務は、毎年行われているのでしょうか。

前回の入札時の落札率はどのくらいだったのでしょうか。

積算に関して、実際に業務を行う方から見て、どのくらいの単価を予定されているのですか。

参考見積は、どの業者から頂いたのですか。今回の入札参加業者の中の 2 者から頂いたのですか。

何故その 2 者から頂いたのですか。

指名業者数が 6 者で、選考範囲が「建物清掃管理業務の建物清掃に登録のある県南地域内業者」となっておりますが、選考範囲を稲敷市に絞る場合、どのくらいの業者数になりますか。

先程、合併前の経緯や地場産業の育成の観点等から、階数を分けて（その 1）と（その 2）の 2 つの業務としていると説明がありましたが、その一方で、競争性や経済合理性を考えると、1 者に一括で任せの方が、費用は下がると思います。前者の考え方自体にも正当性はあると考えておりますが、これが妥当性を持つのは、市内業者をお願いすることで、法人市民税等になり、市に還元されて最終的に市民の為になるという背景があるからだと思えます。今の説明で（その 1）と（その 2）

毎年、指名入札で発注しております。

昨年度の落札率は、**99.53%**となります。その前につきましては、**99.36%**となっております。

参考見積を 2 者から頂いております、その積算単価を採用しております。

おっしゃる通りです。

前年度の本業務（その 1）と（その 2）を受注した業者の為です。

4 者になります。その内 1 者については、龍ヶ崎市に本店があり、稲敷市に委任している営業所がある業者になります。

契約事務等に関する規程の第 27 条に指名業者を選定するときは、1 件の予定金額が 200 万円の場合は、5 者とすることと定められております。市内業者が 4 者となっており、1 者足りないということで、選定範囲を県内地域に広げている形となっております。市としても、市内業者で行えればと考えておりますが、規程を満たすほどの業者数がないということがありまして、その部分は、苦慮しているところではございます。

を分けたとしながら、指名業者の範囲を市内から広げたということが整合的になるのかと疑問に感じます。市内業者が4者あるならば、選考範囲を県南地域に広げてしまうと、地場産業の育成等という目的が達成できない可能性が生じてしまうので、(その1)と(その2)を分けたのが非常に恣意的な目的によると見えるのではないかと考えております。

そうなると、業務を2つにする必要性がなくなってしまうので、やはりこの部分を整合的に説明できる方が市民からしても、分かりやすいと思います。

業務を階数で分けているとのことでしたが、階数ではなく、例えば床の清掃とトイレの清掃等の業務内容で分けることもあり得ますか。

市民の方の中には、市外業者で働いている方もいると思いますので、市民の方が働いている会社に受注して頂き、1者のみではなく、複数の会社に受注して頂くということも考えられると思います。

タイルカーペットとビニールカーペットにつきましては、一体的な部分もございますので、こちらについては一括で行う形で考えております。トイレ清掃に関しましては、年1回の実施というところもございますので、毎日実施している別の清掃業務もございますので、業務内容の再度見直し、検討をさせて頂きたいと考えております。本事業を1者に委託することについてですが、1者に委託することで、業務実施日の日程調整が難しくなってしまうことがあります。基本的に、休日に業務を実施しておりますが、日曜開庁や市のイベントによって、来客が来庁する日があります。その為、1者のみにした場合、作業が行える日が限られる形となり、業務が終わらない可能性が出てきます。一方で、階数に分けて2者に委託することによって、同日に2者とも業務を行える形となっている為、業務が円滑

本業務の清掃業務と毎日行われている日常清掃業務を分ける理由は何ですか。

様々な課題を考えながら、発注しているという難しい立場と存じ上げております。ただ、先程申し上げたように、率直な市民の目線から見た時に対し、市民が疑問を持つ部分に対するきちんとした説明ができるように、準備をしておく必要があるのではないかと思っておりますので、そちらについてご配慮頂ければと思います。

に進むという利点がございます。

日常清掃業務については、業務員 2 人体制で行っており、内容と致しましては、トイレ清掃と床清掃になります。床清掃に関しては、市民の方が通る通路等を基本的に行っております。本業務は、日常清掃では、行えない事務所内の床清掃になります。平日だと職員が業務を行っている為、日常清掃では清掃が行えない形となっております。

事案 4：令和 7 年度成田国際空港航空機騒音実態調査業務

【抽出理由】落札率が 60%台と低いことから、業務品質の確保や積算の妥当性を確認したいため。

主 管 課	環境課
発 注 方 法	指名競争入札
入 札 日	令和 7 年 5 月 30 日
指名業者数	5 者
入札参加者数	4 者
予 定 価 格	3,677,300 円 (税込)
落 札 金 額	2,310,000 円 (税込)
落 札 率	62.82%

意見	意見
<p>毎年行っている業務ということでしょうか。</p> <p>指名参加業者は毎年同じなのですか。</p> <p>業務内容と設計価格が適正なのかと疑問に思うところがありますが、その部分については、どうでしょうか。</p>	<p>おっしゃる通りです。夏季調査、冬季調査ということで、平成 30 年度から毎年行っております。</p> <p>前年度の入札に関しては、5 者中 1 者が辞退となっております。それを踏まえて、今年度は、辞退業者 1 者のみを変更し、その他の 4 者については前年度と同じ業者となっております。</p> <p>価格設定につきましては、参考見積書を前年度の落札業者から徴取し、単価については、国の設計基準の単価により積算を行っております。落札業者については、昨年度と同事業者が落札しており、ノウハウを心得ており、事前調査等も円滑に行うことができる形となっております。同様の騒音調査につきましては、落札業者は、国や都道府県の同内容の調査実績がある為、業務の流れがシステム化していると聞いたことがあります。加えて、本業務の特徴的な部分になりますが、航空機の騒音について、専門性が高く、専門的に扱える業者があまりいない形となっ</p>

参考見積を徴取したとのことでしたが、参考見積の内容をどの程度まで、積算に反映させているのでしょうか。積算の単価と見積の単価で、どこかで乖離があり、その部分を反映させていない為、単価が高くなっているのかと考えております。

人件費の単価に乖離があるということですが、例えば、設計内訳書の技術者人件費の部分が異なるということなのでしょうか。

具体的に内訳書の人件費は、48,500円となっておりますが、参考見積ではどのくらいの金額なのでしょうか。

実際に見積を徴取し、それを基に国の単価に置き換えることは、ずっとそのような形で行っているのでしょうか。見積内容通りに行うのか、もしくは、市側で1から積算し、設計を行う形もあるのでしょうか。見積を徴取し、単価のみ国の単価にするということに疑問を感じます。

見積を徴取したのは、1者だけですか。

参考見積を前年度に最低金額で落札した業者にのみ徴取することについて、少

ています。今年度、前年度の落札業者のA社の他に、前年度以前に落札した業者のB社の計2者程度のみが本業務に精通しているという背景がある為、入札辞退をする業者がいる状況になっていると考えております。

単価の乖離の部分につきましては、人件費の単価が参考見積より国の単価の方が高くなっている形となっております。

おっしゃる通りです。

大変申し訳ございませんが、手元に資料がない為、詳細についてはわかりません。

見積を徴取して、人数等を確認しながら、国の基準に直している形となります。今回のように、予定価格と同額で入札する業者がいます。その為、あまりにも金額が低くなると、入札にならない可能性がある為、金額的には国の基準を使用させて頂いている状況になります。

おっしゃる通りです。

参考見積を徴取しておりますが、具体的には、今までの事業の実績等を踏まえ

し疑問を感じます。国の基準と比較して妥当だという説明であれば、国の基準と同じぐらいの金額で入札してくる業者とも比較しないと、積算内容の項目的、もしくは単価的に正しいのかという部分は何も説明できないと思います。加えて、一般的に考えると、相見積もりは 2 者以上から徴取する必要があると思います。その根拠として、比較の為と異常性を排除する為の理由だと思います。このような意味で言ったときに、最低金額の 1 者だけから見積を徴取しているという説明は、比較としてはどうなのかという感じはします。

あくまで積算を主としていて、見積は参考という位置づけでしょうか。

先程、今年度、前年度の落札業者の他に、前年度以前に落札した業者 1 者の計 2 者から見積を徴取しているとの説明がありました。この 2 者以外の業者からは、一度も見積を徴取したことがないのですか。

本業務の実績的には、その 2 者がほとんど受注している形になっているのですか。

C 社が落札した実績はあるのですか。

A 社と D 社は前年度と今年度の入札金額は、大きな変動はありませんでしたか。

まして、どのぐらいの金額で行えるのかということの参考程度の見積としておりまして、そこから担当で積算をきちんと行い、金額を出した上で入札をさせて頂いている形となります

おっしゃる通りです。

大変申し訳ございませんが、手元に資料がない為、詳細については分からない形となります。例年通りですと、前年度の落札業者に依頼をしているのが多いと思われ

平成当初頃に成田空港で行っている調査を参考にさせて頂く為に、令和 6 年度の入札を辞退した C 社に見積を徴取した経緯はあったと思います。

平成 30 年度と 31 年度に落札しております。

A 社について、今年度の入札金額が 210 万円となっており、前年度については 214 万円となります。D 社については、前年

何年も続けて受注していると、作業時間が減っていくということもあるのですか。

2000 円程度だとそれ程すごく差がつくような感じがしませんが、他にも差が生じるような部分がありますか。

設計内訳書の技術師 A・B・C の人数がもう少し少ない形となるということですか。

業務仕様書について成果物が報告書や調査結果となっておりますが、測定データの生データは受け取っているのですか。

度と今年度とも 297 万円と最高額での入札となっております。2 者とも、あまり金額の変動がない形となっております。

調査期間が連続 7 日間となっており、実施場所は異なりますが、作業自体は変わらない為、経験や土地勘があると作業量が減ってくることはあると推測されます。

(参考見積書と積算内容の違いについて、資料を持参し、再度説明)

先程、参考見積書と積算内容の乖離がある件についてですが、技師 A・B・C の部分が 2000 円程度、見積より国の基準が高くなっている状況です。標準的な見積に加えて、担当職員で基準を出したものが妥当となり、それで予定価格を設定させて頂いた形となっております。

実際に、機械化が進んでおり、遠隔等で作業ができるということもあるとのこと、担当職員で作成した設計書の人件費の人数が減っているのが多く見られたことがありますので、今後はこのようなことも考慮しながら、基準を見直していければと思っております。

おっしゃる通りです。

測定データは、CD で受け取っております。

金額を設計する時に、県や国の単価を使用しなければいけないという場合と、民間の見積ベースで行っていい場合の区別の基準というのがありますか。本事案で例えると、2者から見積を徴取し、その見積を基に平均額等を設計金額にしたとしてもそれは問題ないということでしょうか。

他の事案でも、県や国の単価を使用して設計しているとの話が出ますが、入札一般の話として、建設工事でも県、国の単価を使用しても、99、98%程度で金額を当ててくる案件がある一方で、今回のような県単価を使用したのに、6割程度になっている案件もあります。このように、同じ単価を使用しつつも、差が出てくる部分については、どう理解すればいいのでしょうか。

一般的な単価としては、データが少ない可能性があると感じます。2者程度だと、例えば、経済センサス等を使っているとすると、幅広く取ってくると思います。でも、2者程度が独占・寡占的に行っているとすると、すごく専門的な市場であって、一般的な単価を使用すると、それとは乖離している可能性はあると思います。

そうなると、あえて県や国の単価を使用することの妥当性についての話になってくると思います。多くはない業者の専門性が必要な業務ということであれば、他の委員から意見があったように広く、統計の対象となっているようなものを前

徴取した見積書の正当性があるのでしたら、後者でも問題ないと思います。ただ、人件費等を安くしても、業者が受託してもらえなくなるので、その部分はやはり、ある程度の基準の価格は使用した方がいいと感じます。工事等に関しましては、国や県の単価を参考にシステムに入っているの、そちらは使用して行っていると思います。

恐らく、業者の専門性の部分に関わってくると思われます。先程、説明しました通り、航空機の騒音測定は専門性が高く、特殊な業務となりますので、取り扱える業者が限られてしまいます。このようなこともあり、見積を徴取した2者以外の業者は専門的な業者ではない為、そこで差が生じているのではないかと感じています。

さらに精査して、どのような状況が可能なのかも含めて、検討したいと思います。

提とする県や国の単価というよりは、専門性を生かした、その実情に合った見積を参考として、市で設計をするやり方もあるのではないかと思います。

そのような視点もあるという程度で、参考にして頂ければと思います。

事案 5：認定こども園えどさき冷房器具（スポットクーラー）賃貸借

【抽出理由】 随意契約の必要性を確認したため。

主 管 課	教育政策課
発 注 方 法	随意契約
見 積 執 行 日	令和 7 年 8 月 1 日
見積り合わせ参加者数	1 者
予 定 価 格	5,927,460 円（税込）
落 札 金 額	5,830,000 円（税込）
落 札 率	98.36%

質問・意見	回答
<p>故障した際に、まず機器の設置業者に修理を依頼したが、部品がいつ入ってくるか分からないと言われてしまったとの説明でしたが、そこからどのような経緯でスポットクーラーのレンタルに辿り着いたのでしょうか。</p> <p>予定価格についても、受注業者に見積を徴取したのですか。</p>	<p>業者には修理部分の部品を早めに見つけてもらいたく依頼したところでしたが、中々難しい状況に加えて、認定こども園からも厳しい暑さの上、夏休みがない為、早急に対応が必要となりました。本来であれば、きちんとした冷房器具を賃貸借したいところでしたが、その時期に短期間で借りられる業者がありませんでした。スポットクーラーを借りられる業者も探しておりまして、基本的に建設関係のレンタル業者となっておりましたが、そちらも時期的に難しいとのことでした。他の課に聞き込み等を行った結果、今回依頼した業者に辿り着きました。依頼した業者はイベント関係を行っていました為、借りたい台数を確保していた形となります。加えて、この業者は前年度に他の自治体の小学校でも同様な形で冷房機器を納入した実績があったことも依頼した経緯の1つとなります。</p> <p>おっしゃる通りです。</p>

全館空調のような形で、それが故障して園全体の空調が効かなくなったというイメージでしょうか。

スポットクーラーは、動かすなどの移動可能なものですか。

スポットクーラーを 41 台分借りることになっていますが、この台数が必要なのですか。

今現在、空調設備は直ったのですか。

元々の空調設備が古かったのですか。

施設の保守業務等は契約していないのですか。

契約自体に問題はないと思います。ただ、その先の設備等の維持や更新等をどうするのかという部分は、市民の健康や命にも直結するような事態という意味でも緊急性を要する事案だと思います。そ

全館空調が 3 系統に分かれており、場所によって、空調が機能している形でした。保育室等は空調が効いていましたが、室温は 28℃～30℃程度でした。一方で職員室や廊下、大ホールは 35℃を超えている状況となっております。加えて、故障してから契約相手を見つけるのに数週間を要しまして、その間は扇風機を手配して対応した形となります。

移動可能なものですが、そのまま動かしながら使用すると効きが悪くなってしまいます。その為、ダクトをつけて窓の方を加工し、窓から排気熱が出るようになっているので、実際には移動できない形となっております。

41 台必要になります。保育室が 50 m<sup>2</sup>～60 m<sup>2</sup>程の広さで、2 台使用したとしても、室温は 2℃程度しか下がらない状況になります。

現在も調子が悪い状態の為、ストーブで対応している形となります。

施設ができてから既設設備は更新されていない形となっております。

契約しております。

ういった先々まで目配りをして対応して  
頂ければと思います。

事案 6：稲敷市新利根総合運動公園体育館改修 E S C O 事業業務委託

【抽出理由】高額案件であり、業者の選定理由および契約金額の妥当性を確認するため。

主 管 課	スポーツ振興課
発 注 方 法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
見 積 執 行 日	令和 7 年 9 月 12 日
企画提案参加者数	1 者
予 定 価 格	146,179,000 円（税込）
落 札 金 額	146,179,000 円（税込）
落 札 率	100.00%

質問・意見	回答
<p>E S C O 事業とは、具体的にどのような事業なのでしょう。</p> <p>参加業者が 1 者のみとなっておりますが、E S C O 事業を行うことを考えた時は、応札してくれる業者は他にいたのですか。</p> <p>参加されなかった他 2 者の理由等は分かりますか。</p>	<p>事業者が設計から工事施工管理等の省エネルギー化を促進し、包括的なサービスを行うものであります。今回照明の LED 化に合わせて、他の改修工事を行うことで、公共単価ではなく民間単価で改修の積算が行われることや、設計から工事施工管理まで一括して行うことで、工期の短縮が図れるメリットのある事業となっております。参考になりますが、例えば 1 年間の体育館の電気代が 200 万円かかっていたとします。E S C O 事業を行うことによって、電気代が 100 万円に下がり、100 万円の電気代の支出が下がることとなります。その分検証費というものを事業者に 10 万円支払い、その差し引いた 90 万円が市の利益となるような事業となっております。</p> <p>本事案を告示した際には、問い合わせは 3 件程度ありましたが、最終的な申し込みは 1 者となった形となります。</p> <p>他 2 者については、参加表明書等は提出がなく、問い合わせのみでしたので、参</p>

先程、電気代が削減できるとのことでしたが、落札業者から見て、削減額はどのぐらいを見積もったのでしょうか。

その削減額の90%が市の利益になるのですか。

契約は何年契約ですか。

検証期間が終了した後は、どのようになるのですか。

契約の終期はないということですか。令和11年度からの契約はどのような形となりますか。

契約書の13条に削減保証額は110万7000円となっておりますが、この額よりもあまり削減できなかった場合は何かあるのでしょうか。

その件について、令和10年度以降は保証してもらえない形となるのでしょうか。

加しなかった理由は、把握しておりません。

現在、年間160万円程度の掛かっているのを、更新後にはLED化も行うので、50万円程度の削減を目標としております。

削減額は全て市の利益になりますが、最初の3年間は検証業務ということで、検証する委託料をお支払いする形となります。その差額を引いた額が市の利益ということになると思います。

今年度に改修工事を行い、検証業務については、令和8年度～令和10年度の3年間になります。

電気代が安くなれば、4年目から検証費は支払わなくなる為、それ以降は全てが市の利益ということになります。

検証業務が終了しますので、契約自体が終了する形となります。LEDの照明が設置され、それを通常の照明と同じ対応で市が管理していく形になります。

削減保証額に達しない部分は、事業者が負担することとなっております。

検証期間の3年間の内に保証が確保できていれば、令和10年度以降も利益になると思います。おそらく、保証金額についても、検証して算出しているので、それを

仮に、減少額が 20 万円と保証してもらえなかった際に、検証期間の内は差額がわかる状況の為、支払われるけれども、それ以降に関しては、検証していないので、実際に削減額の差額があるかどうか分からないという理由で支払われなくなるのではないのでしょうか。

3 年間の電気代の実績を見ると、4 年目以降の電気代の実績もある程度予測できると思いますが、逆に非常に故障率が高かったりして、3 年間はすごくいい性能だけれども、4 年目以降はすぐ壊れてしまうといったことが起きないのかと疑問に思います。保証期間は何かに定められているのですか。

保証期間の 3 年間は、保証金額が支払われ、利益もあると思いますが、LED の照明は 20 年～30 年程度交換しない為、残り 27 年分は保証してもらえないとなると、この保証はあまりメリットを感じません。検証期間は 3 年で問題ないと思いますが、その 3 年で出た保証金額に届かない部分は、交換するまでとはいかなくても、毎年保証額を支払うことといった契約になっているといいと思います。

結果として、1 者しか応募して来なかったということでしたが、問い合わせがあった 2 者も含めた E S C O 事業に知見がある業者が応募してこなかった理由は何か想定されますか。

下回ることはあまりないのではないかと考えております。

契約自体が 3 年間となっていますので、4 年目以降に関しては、保証額より減っている分を保証してくれるとは限らない形となります。

保証期間について、4 年目以降の保証については、今回の仕様書等に明記しておりません。

通常の E S C O 事業だと LED 化等のエネルギー削減が主な部分となっていると思います。今回、それに加えて、特定天井の撤去や暗幕の交換等のエネルギー削減とは異なる部分を含めての発注になり

そこは ESCO 業務と分けるということ  
はできなかつたのですか。

それは、全て市役所内で話を完結した  
のですか。コンサルタント業者から意見  
をもらっていたのですか。

ESCO 事業を行うのは初めてですか。

それは、照明単独だったのですか。今回  
のように、様々な工種が入ってはいなか  
ったのですか。

ましたので、その面を検証業務、工事を行  
える業者が絞られてしまった部分はある  
のではないかと思います。

今回、ESCO 事業で行うと決めた段階  
で、担当部署だけではなく、公共施設の再  
編や財政課とも調整させて頂き、様々な  
工種が重なる工事となったのを踏まえ  
て、一括で工事を行った方が、効果的であ  
るということになりました。

今回の新利根体育館の改修については  
ESCO 事業に限らず、リース事業、公共  
事業で行う場合の参考見積りや提案をコ  
ンサルタント業者等から頂いておりま  
す。今回 ESCO 事業で発注した事につ  
いては設計から施工、施工管理まで一括し  
て行う事により工期の短縮や、民間単価  
で設計を算出する事により経費の削減が  
図れるメリットが考えられる事、検証業  
務を行う事により、省エネルギーの効果  
が保証される事などを踏まえて、市役所  
内の担当部局と協議の上、今回のような  
形で行わせていただきました。

公園の照明改修工事で行っております。

照明単独だったと記憶しております。

先程の照明の LED 化と特定天井の撤  
去等の改修工事を分けて行うことにつ  
いての追加説明ですが、実際に工事を行う  
上で、足場を組む為、同時に空調設備や特  
定天井の撤去等を別々に行うよりは、一

照明のLED化だけでなく、特定天井の撤去等の改修工事を加えたことによって、様々な提案を受けられる機会が失われたと考えると、一利一害な部分があるのかなと率直に感じました。

その根拠で市民の方が納得するのは難しいと感じます。1者だけの参加となっている為、市民からすると、プロポーザルで行う必要があったのかという疑問が出かねないと思います。その際に、理に合うご説明ができる根拠が必要であると感じました。

特定天井の撤去等の改修工事は、一般競争入札でも行えると思いますが、それをあえて、プロポーザル方式にした理由は何ですか。

取り組み自体は、非常に意義のあるものだと思います。ただ、プロポーザル方式という形を取りつつ、1者しか応募がないということに対しては、市民の目線からすると疑問があると思いますし、そこに対しては十分な説明ができる必要があると思います。その部分を、念頭に置いて取り組んで頂ければと思います。

緒に行った方が、時間やコスト的にもいいという理由もございます。

公共工事になると、公共工事の単価になると思います。ESCO事業だと実際の民間の単価で、工事費を算出して設計する形となっている為、安い価格になっていると思います。この部分も理由の1つになると考えております。